

第1節 総 説

砂防基本計画（土石流・流木対策）は、土石流および土砂とともに流出する流木等による土砂災害から国民の生命、財産、生活環境および自然環境を守り、併せて国土の保全に寄与することを目的として策定するものとする。

策定においては、溪流内の現地調査等により溪流の状況、自然環境や保全対象地域の歴史・文化等の特性および経済性等を総合的に把握するものとする。

解説

砂防基本計画（土石流・流木対策）は、本指針に基づいて策定する。なお、本指針で定められていないものについては、河川砂防技術基準計画編、河川砂防技術基準（案）設計編、調査編、土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領（案）に基づくものとする。また、砂防基本計画（土石流・流木対策）は、土石流危険溪流の土石流や流木の発生履歴を含め、流域の社会環境、自然環境、文化・歴史等の地域特性や経済性等を総合的に評価したものでなければならない。

また、土石流危険溪流以外の土石流が発生および流下する恐れのある流域についても、本指針を準用することができる。土石流の到達は、そのほとんどが 2° （概ね $1/30$ ）以上の勾配までであるが、到達区間は対象流域の過去の災害実態、溪床堆積土砂の状態、最大粒径等に基づき設定する。

なお、砂防基本計画（土石流・流木対策）は、図-1の流れを参考に策定する。

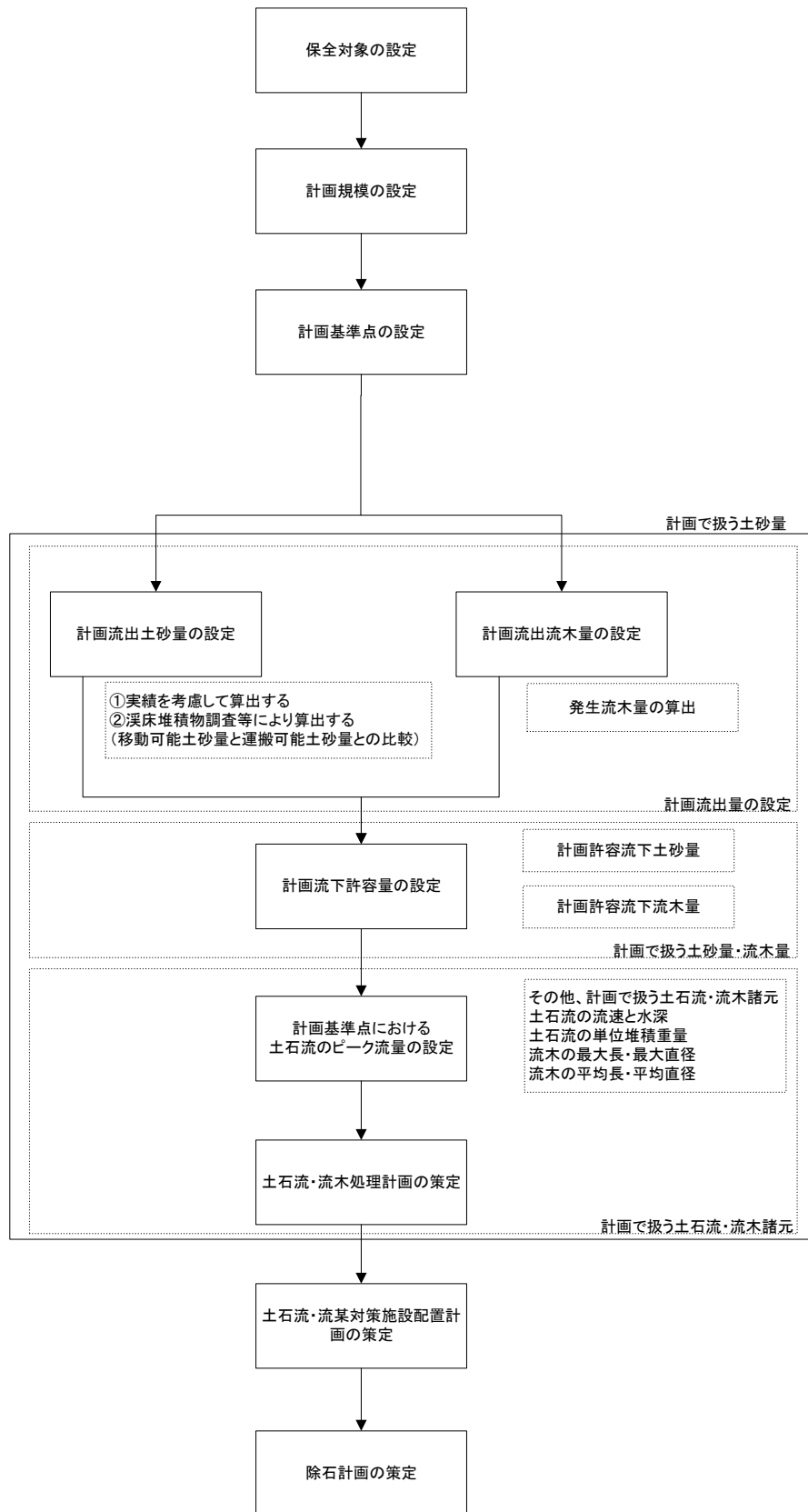


図-1 土石流・流木対策計画および土石流・流木施設配置計画、除石計画の策定の流れ